

記 載 例：事業計画変更内容により、記載が不要の項目もあります。

◎当該申請が海上運送法第4条各号に規定する基準に適合する旨の説明

1. 海上運送法第4条第一号：当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。

(1) 輸送需要の性質に適応したものであることの説明

【記載例】

当該航路は景勝地の観光を目的とした航路であり、乗船客は乗船しながら景観を楽しむことができるように、第一甲板の舷側は全面ガラス張り、上甲板はオープンデッキに設計されており、旅客定員も〇〇人を確保し、観光シーズン等の多客期においても充分対応が可能であり、観光船として最適であります。

(2) 当該航路の自然的性質に適応したものであることの説明

【記載例】

本船は、〇〇〇〇株式会社において建造し、機関は〇〇〇製〇基、船体はFRP製であり、航行速力も景観を楽しんで頂くために〇ノットと乗り心地と相まって、安全性についても当地の気象条件を考慮し、旋回性能、復元性、波浪対策等全ての機能・構造に優れた船舶であります。

なお、当該地域は〇〇期は〇〇方向の風が常時〇〇m前後連吹するが、そのような場合にも安全に航行できる船舶であります。

(3) 係留施設・乗降施設について

①係留施設

【記載例】

係留施設はポンツーン（鋼製）で、長さ〇〇m×幅〇〇m×深さ〇.〇m（吃水〇〇cm）、最大積載荷重も㎡当り〇t、乗客が一方に集中しても傾斜は僅かであり乾舷も〇〇cmを確保しており、潮高変化を考慮しても安全に乗下船できる構造となっております。

安定度については、〇箇所で鎖により岸壁と繋いでおり、波等による移動又は大きく動揺することがないよう確実に固定されております。

また、係留用ビットは〇〇t用〇箇所、ゴム製防舷材〇箇所を設置して、潮高変化を考慮しても船舶が安全に接岸し確実に係留できるよう確保しております。

詳細は別添資料（No. 〇～No. 〇）を参照下さい。

②乗降施設

【記載例】

ポンツーンと陸岸は栈橋（周囲に転落防止柵設置、長さ〇. 〇m×幅〇m鋼製）で繋ぎ、陸側接続部はワイヤーロープ〇〇mm左右2箇所、ポンツーン側は鎖により連結し安定させ、満・渇水時においても傾斜角〇度以内を保ち、乗下船は幅員〇〇cmの鋼製タラップ（手摺り付き）を使用して行います。

また、ポンツーン及びタラップの床面には、滑り止め加工を施し安全性を高めております。

詳細は別添資料（No. 〇～No. 〇）を参照下さい。

③防舷物の構造、配置

【記載例】

- ・船舶の接する岸壁部分にゴム製のタイヤ（直径〇〇mm）を2個所設けています。
- ・船舶の船首、船尾にポリフェンダーを4カ所設置し、衝撃を緩衝します。
詳細については添付書類（ ）のとおり

（４）水域施設について

【記載例】

使用栈橋の位置、配置等については、栈橋全体図を参照して下さい。

使用予定水域の水深については、使用船舶の最大吃水〇. 〇mに対して〇. 〇mの水深が維持されており、操船に必要な面積も充分確保しております。

航路上においても、〇m以上の水深があり、船舶の運航等に何ら支障はありません。

なお、操船図については別紙のとおりです。

（５）気象・海象に対する安全対策について

【記載例】

気象、海象情報の収集、伝達体制等の安全対策について、運航管理者は、旅客船を就航させる日は、運航前日の〇〇時、当日の〇時、〇時にテレビ、ラジオ、気象FAXにより、運航海域の気象・海象情報を入手し、本船発航前に船長に対し必要な情報を与えるほか、本船船長もテレビ、ラジオ、NTT電話サービス等により常時気象・海象状況を把握して安全を維持します。

（６）陸上施設について

①待合所、発券所について

【記載例】

待合所は〇〇㎡で椅子席〇〇席を確保し、また、発券所・トイレ等を併設した配置としている。

②待合所と船舶の乗降口との経路について

【記載例】

待合所と船舶の乗降口との距離は約〇〇mあり、途中コンクリート製の階段が設置されているが、危険防止のため手摺りを設けている。

また、ポンツーンと陸岸は栈橋で渡る構造であるが、波等による動揺にも安全性が確保されており、周囲に綱を張り水中転落の防止を図っている。

2. 海上運送法第4条第二号：当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

(1) 安全マネジメント体制及び運航管理体制

①運航中止の条件

【記載例】

a. 発航の可否判断

〇〇〇の気象・海象が次の条件の一に達していると認められるときは、発航を中止する。

風速 〇〇 m/s以上

波高 〇. 〇m以上

視程 〇〇〇m以上

各橋梁下と船上との空間 〇〇cm未満

b. 基準航行の可否判断

航行中、周囲の気象・海象が上記の条件の一に達したと認められるときは、基準航路にかかわらず、航行の継続を中止し、反転、避泊、その他適切な措置を取る。特に周囲の視程が上記基準に達すると認めるときは、基準経路如何にかかわらず、一層見張りを厳重にすると共にレーダー等の有効活用により、安全運航を維持する。また、そのときの状況に適した安全な速力に減速する等、適切な措置を講ずる。

(2) 各種作業体制

①陸上作業（内容記載）

乗下船する旅客の誘導・整理作業、乗降用施設の取付け、離着岸時の綱取り作業、車輛の誘導・整理・固縛作業等（人数）について説明する。

②船内作業（内容記載）

旅客の誘導、離着岸時の綱取り作業等について、船員の配置を踏まえ説明する。運航要員（人数、職名、資格等）についても説明。

3. 海上運送法第4条第五号：当該事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。

(1) 航路、岸壁使用計画

①基準航路等

【記載例】

本計画の基準経路は別紙運航基準図のとおり、〇〇岸壁から〇〇を経て、〇〇岸壁に帰航するもので、距離〇〇km、〇〇分です。船長は航行中絶えず周囲の状況に留意して、航走波により他船に危険を及ぼさないように、適度の速力で航行する。

②安全運航対策

【記載例】

- a. 申請航路は、安全運航上実行可能な範囲において、管制対象船の航路を避けて設定し、航路を横断するときは、直角に近い形で速やかに横断する。
- b. 航指管制信号に注意し、船舶交通の制限があるときは、航路外の安全な水域において待機する。
- c. 停泊中又は航行中の漁船、はしけ、小型の納涼船、その他雑種船の航波障害の発生に留意し、付近航行に際しては、安全な速力、距離を確保しながら、十分に注意して航行することとする。
- d. 夜間航行に際しては見張りを更に厳重にするとともに、レーダーをも適切に使用し、安全航行に努める。
- e. 視界制限状態においては、見張りを一層厳重にし周囲の状況に応じて安全な速力まで減じ事故防止に努める。
- f. 基準航路に関係する工事海域、障害物等の情報収集を常に行い、事故防止に努める。

③岸壁等使用計画

【記載例】

通常は、午前〇時に出港し、最終便は午後〇時〇〇分に着岸します。1日、〇便です。岸壁は〇〇港湾管理者より係留及び発着の使用が認められており、他船との競合はありません。